

自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第13回）議事録

日時：4月15日（火）午後3時～5時

場所：役場第3会議室

出席者 高森委員長、小乾委員、里委員

欠席者 小原副委員長、松田委員、清水委員、来海委員

事務局 前田課長、高田課長補佐

○開会

◇あいさつ

- ・引き続き、自治基本条例の内容について項目ごとに検討いただきたい。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討

□今後の進め方について

- ・策定委員会の委員長と協議を行った件について説明。
- ・策定委員会もプロジェクトも現在項目が出た段階であり、今後はともに内容を協議する。（策定委員会が少し内容に入っている）
- ・その後、分析・整理し条文に近いものを作成していく。（策定委員会と合同で行うか）
- ・整理できたら、重要なポイントを深く協議し、再度調整する。
- ・そして、章立て等を行い、素案づくりにつなげていく。（プロジェクトで専門的に…）
- ・素案が出来たら、村民への説明、意見聴取を行なっていく。
- ・これとは別に、策定委員会の中に前文作成のためのグループをつくり協議したらどうかと考えている。（策定委員の意見を重視）

□条例ごとの検討…検討資料5-1

- ・我孫子市の資料を参考に提供している。我孫子では、「市民の権利（第5条2項）」に地方自治法に載っているものが再度明記してある。「子どもの権利（第6条）」では、年齢に応じて…とあり、これは載せたらどうかという策定委員会の意見もあった。
- ・3/22（土）のむらづくり実践交流集会では、田中先生（元宝塚市）にコミュニティを中心にお話をいただき、結果として自治基本条例を策定したという話を聞いたし、策定委員をパネラーに自治基本条例について話をいただいた。次の広報に掲載予定。
- ・議会が5月に視察（滋賀県甲良町他）に行かれる予定で、自治基本条例も勉強される予定。出来てからどうなったのか聞きたいようだ。

<自治の基本>

- ・表現の問題があると思う。例えば、村民の権利は、…することが出来ると権利で表現するのか、…しなければならないという責務で表現するのか、同じ内容でも表現の仕方が違う。村民に対してどういう風な表現が良いのか今後考えていく必要がある。

村民主権

- ・策定委員会の意見では、村民は村の主権者であり、村民はむらづくりの主役であるとなっている。
- ・米原市では、「住民の信託により…と市民はまちづくりの主役であり…、まちづくりを担うことができる」とある。
- ・「住民」は住所を有する者。「市民」は住所を有する者、働く者、学ぶ者と定義が分かれている。定義が分かると米原市のような文面になるのでは。
- ・主権者は、住民だけでないかと思う。
- ・選挙権も認めないのに主権者はおかしいかも。
- ・「住民は村の主権者であり、村民はむらづくりの主役である」は、内容的には載せるということ。
- ・主権者の部分とむらづくりの部分は二つに分けた方がわかりやすい。
(委員賛成)
- ・住民は村の主権者でありのあとに繋がる言葉は…。米原市は「市は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う」とあるが。
- ・いきなり市の責任みたいなものが混ざって来ている。
- ・理論的には、住民は選挙権があっても実際の執行権は市にあり、市民が信頼する市長に任せ行政を進めるという意味だと思うので、法的には間違いのない表現だと思う。逆に行政任せという風に捉えられる。
- ・米原市の2項はわかる気がする。「まちづくりの主役であり、参加、参画及び協働により、まちづくりを担うことが出来る」とある。
- ・「住民は村の主権者であり、…」のあとは、「村の経営に参画すべきである」というような言葉にするとか。
- ・我孫子市を参考にしても良いのでは。市民の権利を活用して「住民は村の主権者であり、地方自治法の定めるところにより、村議会または村長の選挙権…を有する」というような文面ではどうか。
- ・案として、米原市と我孫子市の文面を参照し「住民は村民の主権者であり…を有する」とする。(委員賛成)

人権尊重

- ・名張市にもあるが、自治の原則として、条文の中の号として載せていくのか、米原市のように条文の項目ごとに載せていくのか、二種類になると思うが。
- ・村民主権を二つにわけ2項とすれば、人権尊重も条項で行う必要があるのでは。
- ・人権尊重というのは、市民側から見るのか行政側から見るのかで違う。名

張市は自治の柱として、米原市は市民から見て権利として考えてある。

- ・ そう考えれば、条項で考えていけば良いということ。
- ・ 名張市と我孫子市から「村民は、国籍や性別、年齢等にかかわらず人権が尊重され、その個性や能力がむらづくりに生かされること」となるか。また、「子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じてむらづくりに参加する権利を有する」を加えるということ。但し、子どもの権利は、とりあえず自治の基本とするが、住民の権利と役割に入るかもしれないので今後検討する。
- ・ 子どもといえば何歳までか。
- ・ 年齢に応じてとある。通常18歳までくらいだと思う。

情報共有についてはどうか。

- ・ 名張市、米原市、生野町とも簡潔に書いてある。
- ・ 我孫子市には用語の定義に載っている。
- ・ とりあえず、名張市を参照に「村民、村議会及び村が互いに情報を共有すること」とすれば良いと思う。

参画と協働についてはどうか。

- ・ 名張市の文面で良いと思うが、参画が保障されるという言い方が良いのか参画をして取組むと言う方が良いのかということだと思う。
- ・ 自治の基本のところの書き方をどうするかという問題だと思うが、我孫子市のように原則を項目だけ挙げ、詳しくは別に載せている。米原市は少し違って色々とダブって書いてある。
- ・ 名張市の方がわかりやすいと思うが。米原市は、人材育成にも言及している。
- ・ 米原市は、役割分担とあるので。
- ・ 役割分担という言葉は、少し抵抗がある。生野町の方が、町民の意志を反映していくとあるので良いと思うが。
- ・ 生野町の「むらづくりは村民の意思を反映していくとともに、…を基本とする」をベースにするということ。
- ・ 村民主権を前文や目的に入れることもある。
- ・ 村民と住民の定義の仕方で変わってくるということで、今後協議する。
- ・ プロジェクトでは、自治の基本は4項目だが、策定委員会では7項目も出ている。
- ・ 今後は、自治の基本原則に挙げらずに、他の住民自治等に割り振る必要が出てくることも考えられる。
- ・ 自治の基本はすべての項目にわたって基本となるルールなので。自治の基本は原則的なもので。

◇その他

(事務局)

- ・ 今後は内容を詰めていき、どちらも内容が詰められたら策定委員会と合同

で行うことになると思うが、4/25の策定委員会の話し合い次第。

- ・策定委員会のグループに2人くらいずつ入って、意見を聞くというような形態も考えられる。
- ・次回までに、自分の仕事に支障のない範囲で、項目ごとに内容について、箇条書き（キーワード）していく作業を各自でしていただければ。次回は、後日調整させていただく。

○閉会